

岐阜労働局発表

令和5年10月30日(月)

担	労働基準部監督課
	監督課長 福岡 優一
当	監察監督官 中村 賢司
	電話 058-245-8102

11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施

岐阜労働局(局長 千葉登志雄)では、11月の過労死等防止啓発月間に岐阜県内の過労死等をなくすため、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

過労死等防止対策推進法で毎年11月を啓発月間と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めることとしています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、岐阜県を含む全国48会場で過労死等防止対策推進シンポジウムを行うほか、過重労働解消キャンペーンとして岐阜労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換、長時間労働の是正・賃金不払残業の解消に向けた集中的な監督指導などを行います。

取組概要

1 過労死等防止対策推進シンポジウム(別添リーフレットをご覧ください。)

【日時】 令和5年11月27日(月)13:30~16:15(受付13:00~)

【会場】 長良川国際会議場 大会議室(岐阜市長良福光2695-2)

【内容】

(1) 事例報告 「『みんなを笑顔に』働き続けられるこども園を目指して」
社会福祉法人和光会 沖ノ橋認定こども園

(2) 基調講演 「産業医から見る過労自殺企業の内側」
大室 正志 氏
(大室産業医事務所代表)

(3) 過労死遺族の声

2 過重労働解消キャンペーン

裏面及び別添リーフレットをご覧ください。

【過重労働解消キャンペーン】

実施期間 令和5年11月1日(水)から11月30日(木)までの1か月間

1 労使の主体的な取組の要請

県内の使用者団体(4団体)や労働組合等に対し、長時間労働削減に向けた取組や大企業等の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるよう積極的な周知・啓発等について協力要請を行います。

2 岐阜労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

岐阜労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」3社の代表者と働き方改革の取組状況、問題点等について意見交換を行います(別途広報を予定しています)。

3 県下7労働基準監督署の集中的な監督指導

(1) 監督の対象とする事業場

次の事業場に対して、集中的に監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等

(2) 調査の重点事項

次の事項を重点的に確認し、法違反が認められた場合は是正指導を実施します。

長時間労働の抑制

長時間労働者に対する医師による面接指導等、健康確保措置の確実な実施

労働時間の適切な把握・管理

時間外・休日労働に関する協定届(36協定)の適正な運用

また、重大・悪質な違反が確認された場合は、送検等厳正に対応します。

4 過重労働相談受付集中期間の設置及び過重労働解消相談ダイヤルの実施

(1) 過重労働相談受付集中期間の設置

11月1日(水)から7日(火)の一週間を過重労働相談受付集中期間とし、過重労働解消等に関する相談を受け付けます。

(2) 過重労働解消相談ダイヤルの実施

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、過重労働解消等に関する相談を集中的に受け付けます。

過重労働解消相談ダイヤル なくしましろう 長い残業 0120-794-713

(令和5年11月3日(金・祝)9:00~17:00)

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年11月27日(月)

13:30~16:15 (受付13:00~)

会場

長良川国際会議場 大会議室

(岐阜市長良福光2695-2)

参加無料
《事前申込》

基調講演

「産業医から見る
過労自殺企業の内側」

大室産業医事務所代表 大室 正志 氏



▼ 特設ホームページはこちら ▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：岐阜県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
岐阜過労死をなくす会

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましろう 長い残業 **0120-794-713**

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



11月 「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

過重労働解消
相談ダイヤル

なくしましろう 長い残業 **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

はい! ろうどう **0120-811-610** 月~金 17:00~22:00 土日・祝日 9:00~21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか？



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

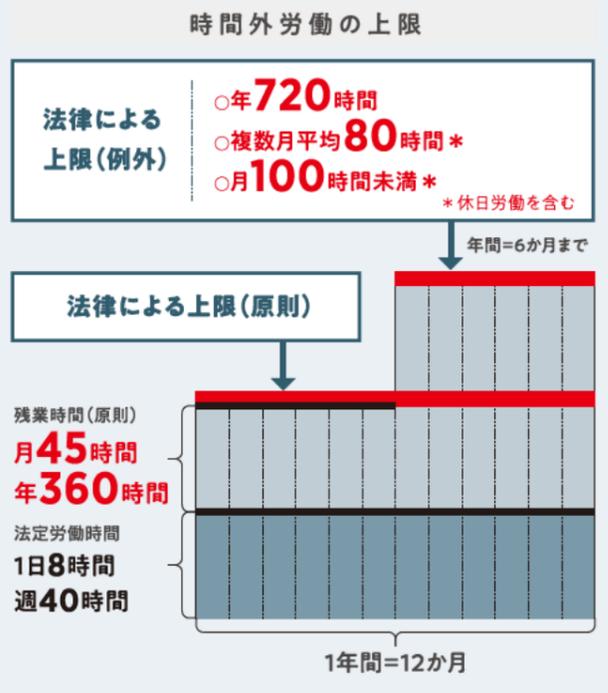
過重労働と健康リスクとの関連性



過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与と制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組まましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医・衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
 ※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
 ※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>